Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

資料６

令和８年度予算案の概要

令和７年12月　人材開発統括官

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

令和８年度予算案総括表

区　分	令和７年度 当初予算額 千円	令和８年度 当初予算案 千円	対前年度 比較増減額 千円	前年比 ％
一　般　会　計	**12,160,596**	**11,743,698**	**▲ 416,898**	**97**
（うち義務的経費）	7,554,572	7,232,212	▲ 322,360	96
（うち裁量的経費）	4,606,024	4,511,486	▲ 94,538	98
労働保険特別会計	**220,878,739**	**218,992,960**	**▲ 1,885,779**	**99**
（労　災　勘　定）	2,164,056	2,140,554	▲ 23,502	99
（雇　用　勘　定）	218,714,683	216,852,406	▲ 1,862,277	99
合　　計	**233,039,335**	**230,736,658**	**▲ 2,302,677**	**99.0**

令和８年度予算案における重点事項（ポイント）

○リ・スキリングによる能力向上支援　【1,099億円】（1,182億円）

- 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充　42億円（41億円）3,4ページ
- 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修の実施　97百万円（80百万円）5ページ
- スキルの階層化、標準化に向けた幅広い業種における団体等検定制度の活用促進　112百万円（69百万円）6,7ページ
- 産業・職業別スキル標準の企業導入を促進するための調査研究事業　55百万円（-）8ページ
- 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援　490億円（577億円）9ページ
- 生成ＡＩを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の推進　15億円（14億円）10ページ
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施　10億円（3億円）11ページ
- 事業主等が雇用する労働者に対して職業訓練等を実施した場合の助成の拡充による企業における人材育成の推進　539億円（545億円）12ページ

○非正規雇用労働者への支援　【213億円】（261億円）

- 求職者支援制度を通じた非正規雇用労働者への支援の推進　213億円（261億円）13ページ

○多様な人材の活躍促進　【263億円】（255億円）

- 就職氷河期世代を含む中高年層への就労支援　5.6億円（5.6億円）14ページ
- 地域若者サポートステーションによる就労支援　47億円（47億円）15ページ
- 育成就労制度の施行に向けた必要な体制整備　88億円（76億円）16ページ
- 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援　82億円（85億円）17ページ
- フリーター等に対する就職支援　25億円（24億円）18ページ
- 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施　16億円（16億円）19ページ

○技能者人材の育成・技能振興の支援　【81億円】（74億円）

- 2028年技能五輪国際大会の日本開催を契機とした若年層に対する技能尊重の機運醸成や技能労働者のスキル向上に向けた支援策の強化　30億円（24億円）20ページ
- 技能検定等の実施　25億円（26億円）21ページ
- 若年技能者人材育成支援等事業・各種表彰制度　26億円（24億円）22ページ

拡充 キャリア形成・リスキリング推進事業

人材開発統括官付キャリア形成支援室（内線5953）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

事業の目的

令和８年度当初予算案　４２億円（41億円）※（　）内は前年度当初予算額

○　労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、労働者が自らリスキリングに取り組み、主体的にキャリア形成を図ることを支援するため、労働者に対してキャリアコンサルティングを受ける機会を提供するとともに、従業員のキャリア形成支援に取り組む企業への支援を行う。

○　特に、少子高齢化が急速に進展し、全ての年代の人々がその特性・強みを生かし活躍できる環境の整備が求められていることから、中高年齢層のセカンドキャリアに向けたキャリアプランニングの支援を強化する。

事業の概要・スキーム、実施主体等

キャリア形成・リスキリング相談コーナー　全国各地のハローワークに設置

○キャリアコンサルティングの提供
- ジョブ・カードによるキャリアの棚卸し、キャリアプランニング、講座等の選択の支援
- 学んだスキルの受講後の活用に関する相談（必要に応じハローワークの職業紹介窓口へ誘導）

キャリア形成・リスキリング支援センター　全国47か所

○キャリアコンサルティングの提供（平日夜間・土日　オンライン可）

○「中高年齢層の経験交流・キャリアプラン塾」【拡充】
- 40代後半以降の中高年齢層を対象に、セカンドキャリアに向けたキャリアプランを描けるよう支援する連続セミナーを開催。　（セミナーの例）キャリアの振り返り、リスキリングの方向性、マネープラン、経験交流など
- 各支援センターにおいて、年４回、４回連続のセミナーを毎回10人程度で開催するほか、中高年齢層の従業員のキャリア形成に関心を持つ企業への出張セミナーを実施（令和８年度拡充）。

○従業員のキャリア形成に関する企業への支援
- セルフ・キャリアドック（※）の試行導入および取組の定着を支援。

（※）企業が人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談とキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み。

○企業におけるキャリア形成支援の好事例の収集・普及【拡充】

○リスキリングに関する周知キャンペーンの実施【拡充】
- 既存の制度周知広報に加え、機運醸成に向けた全国キャンペーンを展開する。

○グッドキャリア企業アワードの実施
- 従業員のキャリア形成に取り組む企業への表彰、シンポジウム等によりキャリア形成を啓発。

都道府県労働局

調整支援

○ハローワークとセンターとの連携に係る総合調整

○周知キャンペーンの効果的な実施（イベントの企画、関係機関との連携）に係る助言・支援

job tag 職業情報提供サイト

相談場面で活用

※「ジョブ」「タスク」「スキル」等の観点から職業の情報を「見える化」して求職者等の就職活動等を支援するWebサイト

実施主体	委託事業（厚生労働省→株式会社等）
事業実績	令和６年度相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計）161,852件

新規

全世代型リスキリングを促進する国民運動の実施

人材開発統括官政策担当参事官室
（内線5948）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

令和８年度当初予算案　85百万円（ー）※当該額はキャリア形成・リスキリング推進事業の内数

○ グローバル社会の進展や労働供給制約が進行するなか、労働生産性の向上、生涯を通じたキャリア形成や労働移動の円滑化を図るためには、労働者、企業、大学等の教育機関、業界団体等において、リスキリングの重要性や必要性の認知・理解が促進され、様々なレベルでの取組や国民の中での更なる機運醸成が求められている。

○ 経済財政運営と改革の基本方針（2025年）においても「2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する」とされている。

○ これまでリスキリングに関心が無かった層、関心は持っているが行動を起こせていない層などに対して、効果的な働きかけを図り、取組に向かう行動変容を促すために、全国的かつ訴求力のある周知広報キャンペーン、いわゆる全世代を対象とした国民運動を展開する。

2 事業の概要

（１）機運醸成に向けた全国キャンペーンの展開（新規）

■ 効果的な周知広報施策の検討・助言を行う有識者会議を設置。
■ 年間を通じた取組＋11月の人材開発促進月間における集中取組。
■ 労働者、企業、大学等、業界団体の各層に効果的な取組を展開。特に労働者向けには、関心度合いを踏まえたアプローチを行う。

【主な取組】
① 有識者会議の設置
② キャンペーンロゴ・名称の設定
③ 広報ツールの新規制作、SNS・ウェブ等を通じた情報発信
④ 機運醸成に向けたシンポジウム等の開催
⑤ 経産省・文科省など他省庁の政策資源の活用・連携　等

（２）各周知広報施策との有機的な連携（既存・拡充）

■ 令和8年度に人材開発統括官が実施する各周知広報施策において、（１）と有機的な連携を図り、局として一体的な取組を推進。
■ 既存施策においてもアウトリーチを意識した拡充を行う。

（３）想定スケジュール

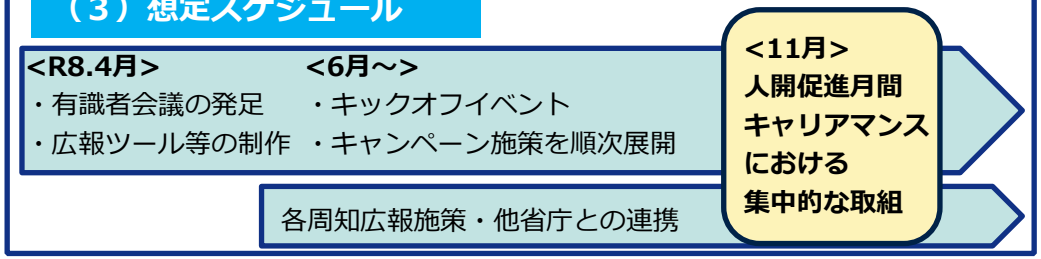

3 実施主体

「キャリア形成・リスキリング推進事業」において実施予定

拡充 中長期的なキャリア形成を支援するためのキャリアコンサルタント向け研修の実施

令和８年度当初予算案　97百万円（ 80百万円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○　雇用情勢の変化などに伴いキャリアコンサルタントが対応を求められる課題が複雑化、多様化している。
○　労働者の中長期的なキャリア形成に資する効果的な支援を提供できるよう、キャリアコンサルタントに対して必要な知識・技能等を付与するため、雇用政策課題に応じたテーマ別の研修をオンラインで提供する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

下記の研修をオンラインにより提供（委託により実施）

若者応援キャリアコンサルタント育成研修

・若者の特性、抱えやすい課題、支援に有用なツール等の知識

ＩＴ分野の能力開発に関する専門研修

・ＩＴ分野の技術動向、キャリアパス、教育訓練や資格等の知識

中高年齢者の能力開発に関する専門研修

・中高年齢者の特性、抱えやすい課題、支援に有用なツール等の知識

外国人の能力開発に関する専門研修

・外国人労働者・留学生の特性、抱えやすい課題、関連する法律・支援制度等の知識

出産・育児等と仕事との両立支援に関する専門研修

・出産・育児等と仕事との両立で抱えやすい課題、支援に有用な法律・支援制度等の知識

訓練対応キャリアコンサルタント向け研修

・中長期的なキャリア形成支援に係るキャリアコンサルティング（背景（意義）や制度、キャリアコンサルティングの方法など）の理解、職業訓練や職業・資格、学び直し支援に有用な支援制度等の知識

企業支援に関する専門研修

・企業内のキャリア形成支援に関わる共通的課題、支援に有用な支援制度等の知識

多様な働き方で働く者の能力開発に関する専門研修

・多様な働き方（非正規雇用・フリーランス等）に応じたキャリア形成支援にわる課題、支援に有用な支援制度等の知識

スーパービジョン研修

・継続的にスーパービジョンを受けることにより資質の向上を図る契機とするため、キャリアコンサルタントにスーパービジョンや企業におけるインターンシップを受ける機会を提供

労働市場の基礎的情報の活用に関する専門研修【令和８年度　拡充】

・job tag（職業情報提供サイト）や求職・求人に関して官民が有する基礎的情報等を有効に活用したキャリアコンサルティングの実施に関する研修

各産業の状況を踏まえた能力開発に関する業種別専門研修

・各産業の状況を踏まえ、業種ごとに、当該分野への就職や企業内でのキャリアアップに関する的確な助言・支援の実施に必要な知識（令和６年度３業種開発。令和７年度２業種開発中。）

職業能力検定の創設支援事業

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和８年度当初予算案　１９百万円（１７百万）　※（　）内は前年度当初予算額

１　事業の目的

○　令和６年３月、社内検定認定制度（当該企業等の雇用労働者のみ受検対象とする職業能力検定）を拡充した団体等検定制度について、外部労働市場に一定の通用力を有する職業能力評価制度として活用促進を行うことで、企業横断的な能力評価の基盤整備、労働者が自らの意思で仕事を選択でき、個々の希望に応じて多様な働き方を選択できる環境整備を実現する。

○　引き続き、積極的に本制度を広報するとともに、本制度の活用を検討している企業・業界団体等に対し、コンサルタントによる支援や出張相談会を行う。

※　2028年技能五輪国際大会の日本開催の決定を契機として、現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備するとともに、スキルアップを目指す国民運動を展開する（経済財政運営と改革の基本方針2025（令和７年６月13日））

２　事業の概要・スキーム

【制度概要】

事業主団体等が、労働者等の技能と地位の向上に資することを目的に、雇用する労働者以外の者を含めて実施する職業能力検定について、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する。

技能検定	団体等検定	認定社内検定
厚生労働大臣が労働者の技能を**検定し、これを公証する制度**（技能士）（国家資格）	要件を満たす**民間検定を厚生労働大臣が認定**※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）	要件を満たす**社内検定を厚生労働大臣が認定**※ ※検定の枠組みを認定（国家資格ではない）
都道府県知事又は指定試験機関（厚生労働大臣が指定した民間団体）が実施	民間団体・個別企業が独自に実施	民間団体・個別企業が独自に実施
・全国的に業界標準が確立された技能 ・一定数の受検者が見込める職種（概ね年間1000人以上） ・実施機関の雇用労働者以外も対象 ・現在、133職種	・地場産業、成長分野など業界標準が確立していない技能も対象（検定の安定的な運営が見込まれる受検者数であれば可） ・**実施機関の雇用労働者以外も対象** ・現在４団体、４職種認定	・個別企業、団体において先進的・特有の技能 ・**実施機関の雇用労働者のみが対象**（団体が実施する場合には会員企業の労働者） ・現在42企業・団体、111職種認定
・学科試験＋実技試験により評価 ・労働者のスキル向上を促すため、原則として複数等級		

【事業概要】

民間団体への委託により、以下の事業を実施する。

①専門家(職業能力検定認定業務支援コンサルタント)による検定の創設支援

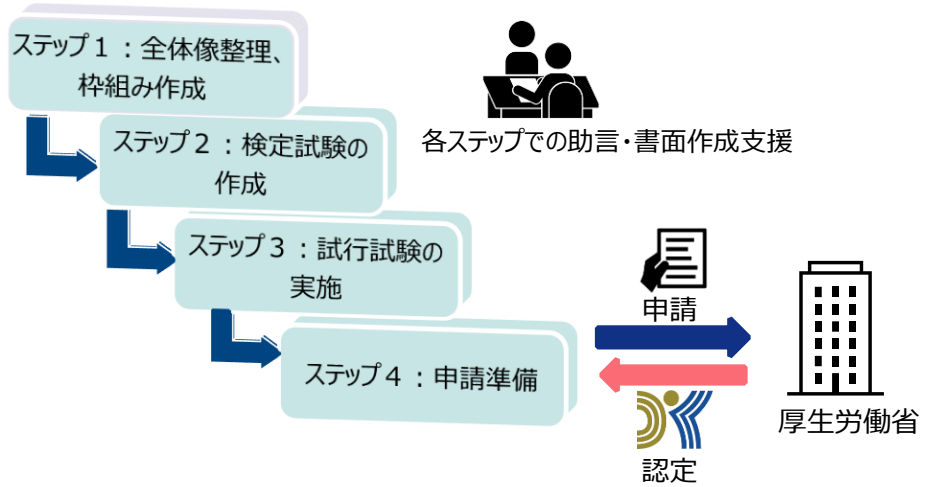

②　制度の周知広報等

- 団体等検定実施によるメリット、検定の構築方法等について説明する、周知広報を目的とした出張相談会の開催（全国で計５回以上）
- 認定事例の紹介ウェブサイト及び動画作成
- 受検対象者向けの団体等検定の制度周知　等

拡充 スキルの向上を処遇に結び付けていく環境整備に向けた調査研究事業

人材開発統括官能力評価担当参事官室
（内線5943）

令和８年度当初予算案　92百万円（ 52百万 ）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○　就業人口の約６割を占める「現場人材」の持続的な賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援とスキルを正当に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2025年）において「現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備する」とされているとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2025年）においても「人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要であり、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進める」とされている。

○　現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みを広げるため、現状の国家資格・民間資格と処遇との関係を、業界団体等の協力を得て、実態調査やヒアリングを通じて整理・明確化するとともに、必要に応じて技能検定、団体等検定等の創設の検討を進める事業を実施する。事業の成果はjob tagに掲載する。

○　令和７年度は観光・物流の２分野を選定して事業を実施しており、令和８年度は厚生労働省職業能力評価基準が一定程度作成されている飲食・製造等の人手不足分野を中心に４分野選定して実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】

①　業界内における国家資格・民間資格の把握・整理
②　把握した資格と処遇(雇用形態、職務範囲、賃金等）の現状を把握（個別企業のヒアリングやアンケート調査を活用）
③　②で把握した関係を元に、業界内の資格のラダーを作成し、標準的なキャリアラダーを整理
　※　技能検定や、現在先行し実施されている、建設関係のCCUS、ＩＴ関係のIPAのように、複数階級による段階的なラダーの整備を想定
④　資格制度を活用した処遇改善に関する取組（好事例）
⑤　把握した成果をjob tagに掲載する。

①学識経験者･業界団体等からなる検討会の設置

【令和7年度調査研究】
観光、物流の2分野

【令和8年度調査研究(予定)】
飲食、製造等の人手不足分野を中心に4分野

→ ②ヒアリング･アンケート調査により、業界内の国家･民間資格と処遇との関連を調査･整理 →

③結果のとりまとめ

報告書･好事例集

→

④job tagへ掲載

拡充 産業・職業別スキル標準の企業導入を促進するための調査研究事業

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和８年度当初予算案　55百万円（ － ）※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

○　就業人口の約６割を占める「現場人材」の持続的な賃上げを実現するためには、スキルの向上の支援とスキルを正当に評価する仕組みが必要であり、経済財政運営と改革の基本方針（2025年）において「現場人材のスキル向上と処遇改善のための環境を整備する」とされているとともに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2025年）においても「人手不足の現場（自動車運転業（物流・人流）、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業（修理・検査を含む）、介護業、観光業、飲食業等）で、現場人材のスキルが正当に評価され、そうした者の実際の処遇が改善されることが重要であり、既存の公的資格ではカバーできていない産業や職種におけるスキルの階層化・標準化のために、厚生労働大臣が外部労働市場にも通じる民間検定を認定する団体等検定制度の普及と活用を進める」とされている。

○　現場人材が活躍する分野にスキルを正当に評価する仕組みを広げるためには、スキルの階層化・標準化の推進のみならず、企業の導入を促進する仕組みを組み合わせて行うことが必要である。こうした取組は海外において先進的な事例が存在するため、それらの取組について調査研究を実施し、海外事例の日本への導入について検討を行う。

2　事業の概要・スキーム、実施主体等

【主な検討事項等】
海外事例についての調査国を決定し、以下の事項について具体的なヒアリング項目等を検討する。
①　産業別・職業別スキル標準の企業導入方法
②　政府の導入促進策
③　個人が職業別スキル標準を活用する仕組み　など
これらについて調査研究を行い、さらに令和７年度に実施した観光・物流の２分野の標準的なキャリアラダーを参照し、日本への企業導入を促進する方策について検討し、報告書にまとめる。

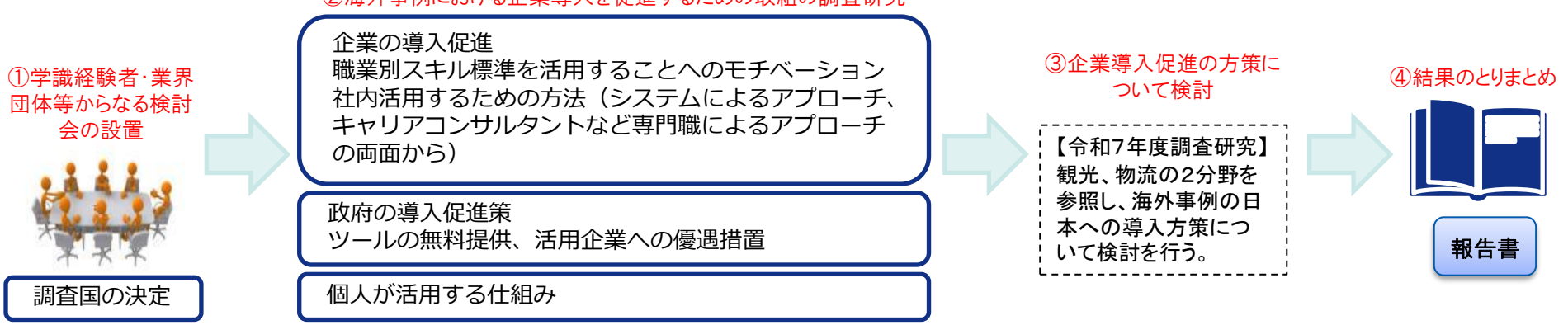

拡充

公的職業訓練によるデジタル推進人材の育成とデジタルリテラシーの向上促進

人材開発統括官付訓練企画室（内線5926、5600）
職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）

令和８年度当初予算案　490億円（577億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	9/10			1/10

1　事業の目的

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和４年12月閣議決定）において、職業訓練のデジタル分野の重点化等により、令和８年度末までに政府全体で230万人のデジタル推進人材を育成することとされているほか、デジタル田園都市国家構想を実現するためには、全ての労働人口がデジタルリテラシーを身に付け、デジタル技術を利活用できるようにすることが重要であるとされている。また、「サイバーセキュリティ戦略」（令和７年12月閣議決定）において、個人・中小企業を含むあらゆる主体を標的としたサイバー攻撃リスクが増加している状況の下、国民一人一人がサイバーセキュリティに対する意識・理解を深め、基本的な取組や対策を平時から行うことが求められている。

このため、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練を実施する民間教育訓練機関に対する、デジタル推進人材の育成を行う。また、これらのデジタル分野の訓練コースを受講する方に対し、引き続き、生活支援の給付金（職業訓練受講給付金）の支給を通じて早期の再就職等を支援する。さらに、全国８７箇所の生産性向上人材育成支援センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）において、中小企業等のＤＸ人材育成を推進する。加えて、**全ての訓練分野においてDXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き質的拡充を図る**。この他、**非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施**により、非正規雇用労働者等のデジタル推進人材の育成を行う。

2　事業の概要

①デジタル分野の訓練コースの委託費等の上乗せ　※令和８年度末までの時限措置

（１）DX推進スキル標準に対応した訓練コース又はデジタル分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースの場合、委託費等を上乗せする
（IT分野の資格取得率等が一定割合以上の訓練コースは、一部地域を対象に更に上乗せ）
（２）企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースについて、委託費等を１人当たり２万円上乗せする。

②オンライン訓練におけるパソコン等の貸与の促進　※令和８年度末までの時限措置

デジタル分野のオンライン訓練（eラーニングコース）において、受講者にパソコン等を貸与するために要した経費を、１人当たり月１．５万円を上限に委託費等の対象とする。

③生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会の拡充

中小企業等の在職者に対して実施する、民間教育訓練機関を活用した生産性向上支援訓練（ＤＸ関連）の機会を拡充する

④デジタルリテラシーの向上促進

公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の全ての訓練分野において、訓練分野の特性を踏まえて、DXリテラシー標準に沿ったデジタルリテラシーや情報セキュリティに関するリテラシーを身に付けることができるよう、引き続き訓練の質的拡充を図る。【拡充】
※令和８年10月開講コースより、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練の委託費等の単価を１人当たり月3,000円引き上げ

⑤非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

非正規雇用労働者等を対象とする、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施する。【拡充】

令和６年度事業実績（速報値）：公共職業訓練（委託訓練）10,691人／求職者支援訓練11,930人／生産性向上支援訓練16,609人

3　スキーム・実施主体等

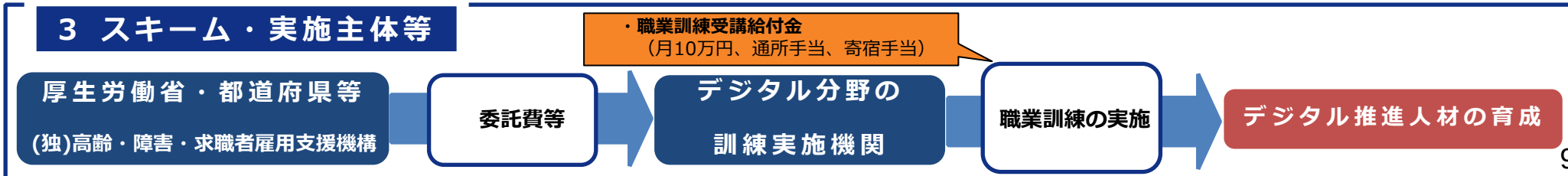

拡充

デジタル人材育成のための「実践の場」開拓モデル事業

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

令和８年度当初予算案　15億円（14億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

生成AIを含むデジタル人材の育成を促進するに当たっては、実践の機会の確保と支援が重要である※１。そのため、
①他職種からIT人材に転職を目指す求職者のうち、訓練等を修了した中高年齢者※２に対して、OFF-JTだけでは不十分な実践経験を積むための「実践の場」を創出する、
②企業のDX推進人材育成のために、IT以外の産業分野においてDX導入を検討する中小企業を開拓し、（IT企業・コンサル等から）DXに精通した指導者をアドバイザーとして派遣し、DX導入の実践の場でプロジェクトの支援を行い、社内の人材育成を実施する【拡充】
モデル事業を実施し、その効果・課題等を把握し、より効率的・効果的な支援の在り方を検証する。

※１　デジタル人材育成のため「自社のe-ラーニング」（59.3%）を実施しているものの、「取り組んでいるがDXにつながらない」（28.2%）、「推進できる人がいない」（27.4%）傾向がある。
育成が必要なDX人材は「現場でDXを企画・推進するデジタル変革人材」（65.6%）、「現場でデジタルを活用できるデジタル活用人材」（46.2%）などと考えられており、現場でのアウトプットも含めた「実践的な学び」の機会が必要（パーソルプロセス＆テクノロジー株式会社「DX・デジタル人材育成トレンド調査2022」）
※２　公共職業訓練修了後の就職率　全体20歳代76.8%、デジタル72.3%、**全体35歳以上73.4%、デジタル64.4%**（令和５年度公共職業訓練（都道府県分））

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

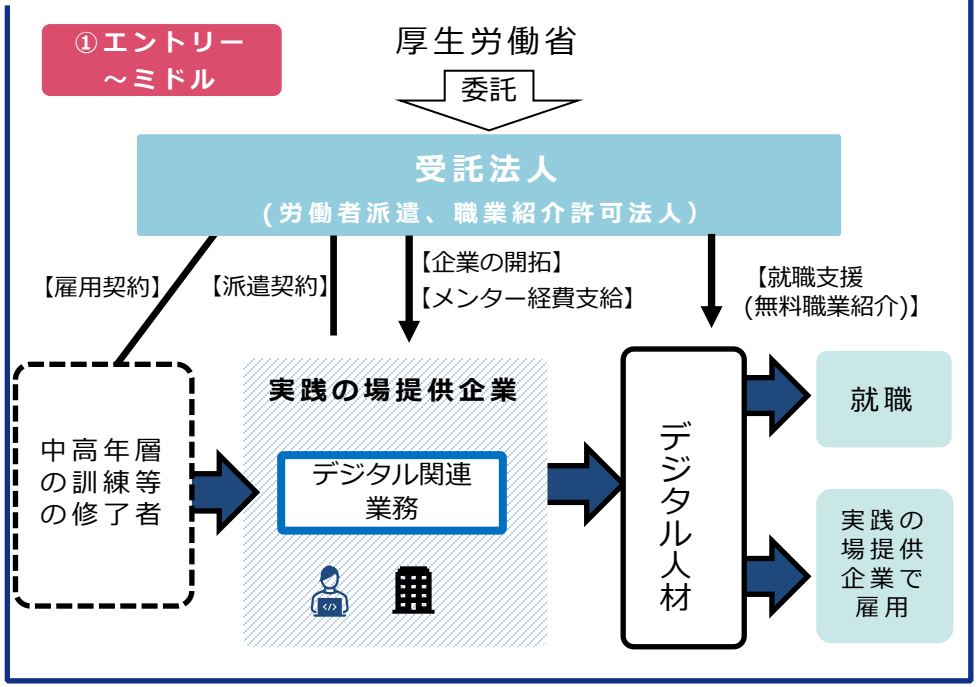

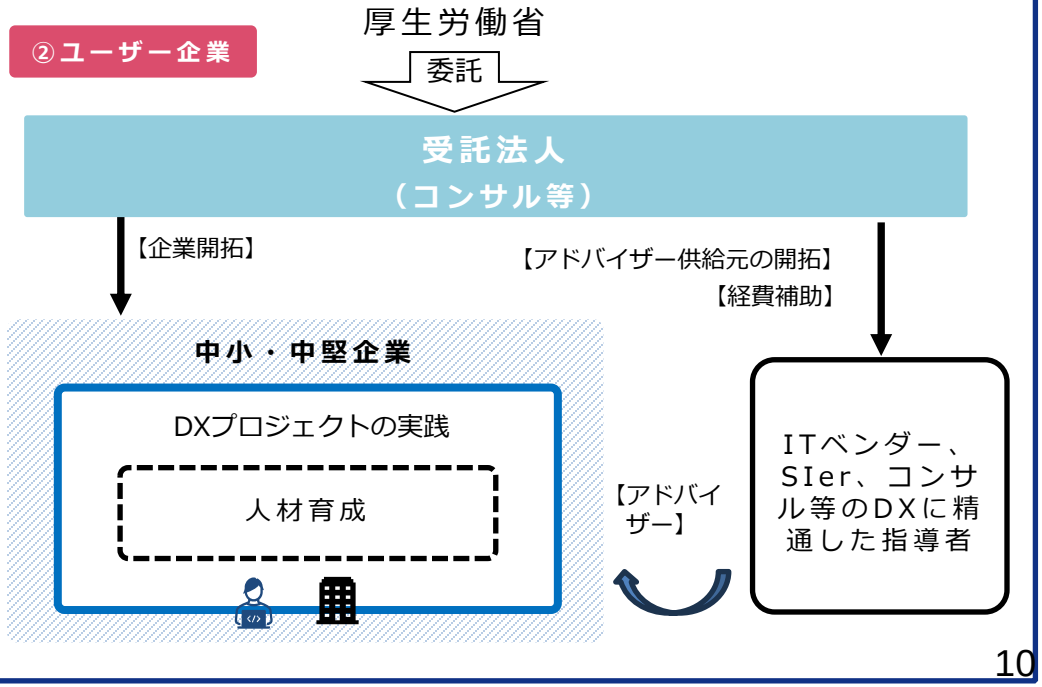

拡充 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練の本格実施

人材開発統括官付訓練企画室
（内線5227、5926）

令和８年度当初予算案　10億円（ 3.1億円）※（）内は前年度当初予算額
※令和７年度補正予算額　50百万円

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

正社員と比べて正社員以外に対してOFF-JTを実施した事業所の割合は低く（正社員71.6%に対し正社員以外31.2%（能力開発基本調査））、自己啓発の割合も低い（正社員45.3%に対し正社員以外15.8%（同））など、非正規雇用労働者等の能力開発機会が乏しい状況にある。また、平日日中の通学を基本とした従前の離職者訓練では、非正規雇用労働者等にとって受講が難しい状況にある。

こうした状況及び令和６、７年度の試行事業の結果等を踏まえ、オンラインを活用した職業訓練を実施することで、全国の非正規雇用労働者等が働きながら学び、キャリアアップを目指すことができる環境の整備を図ることとする。

2 事業の概要

（１）本格実施の概要

これまで試行的に実施していた非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練について、都道府県等及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が民間教育訓練機関等へオンラインを活用した職業訓練を委託することにより全国展開を図る。【拡充】

（２）職業訓練の内容等

ア　実施方法等

①都道府県等
　地域ニーズを踏まえた訓練分野やコースについて、オンライン（eラーニング、同時双方向）形式の他、平日夜間・土日のスクーリングを組み合わせた訓練を実施

②（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）
　オンラインで対応できる訓練コースについて、全国規模で広域的に実施

イ　訓練期間

原則2か月以上６か月以下（最長１年）

ウ　申込み方法

訓練実施機関に直接申込（受講生も一定の受講費用を負担）

エ　受講継続等の支援

訓練実施機関において、学習支援者の配置等を行い、受講継続勧奨や学習の進捗状況に応じた支援を実施

（参考）試行事業の実績（令和６年度）：受講者数　554名

3 事業スキーム

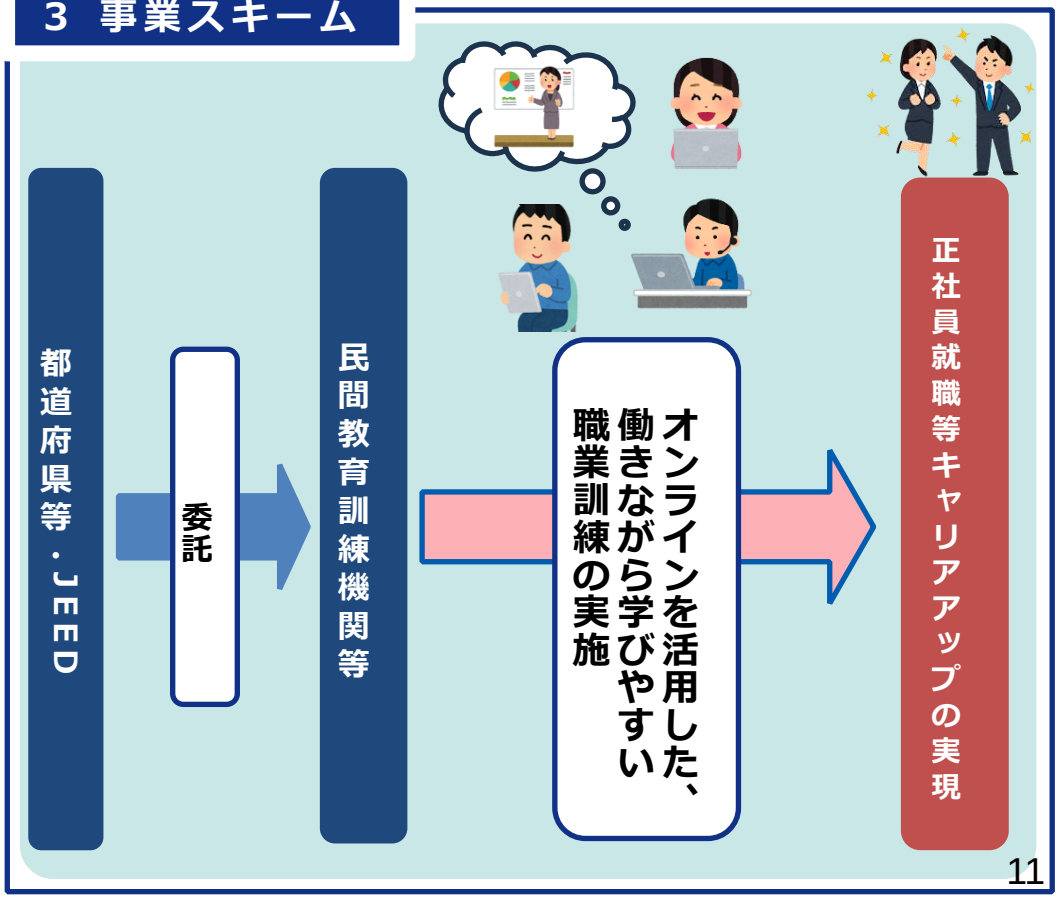

拡充 人材開発支援助成金

人材開発統括官付企業内人材開発支援室（内線5189、5251）

令和８年度当初予算案　539億円（545億円）※（ ）内は前年度当初予算額

うち、人への投資促進コース及び事業展開等リスキリング支援コース　405億円（444億円）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）（以下「能開法」という。）第12条に規定する職業能力開発推進者を選任し、かつ、能開法第11条に規定する事業内職業能力開発計画及び当該計画に基づく職業訓練実施計画等に基づき、職業訓練又は教育訓練の実施その他職業能力開発に係る支援を行う事業主等に対して助成を行うことにより、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、もって企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。

拡充・見直しの概要

○「設備投資助成」を新設

・訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入し、訓練受講者全員の賃金を一定割合引き上げた場合に助成（中小企業のみ対象）

購入費用の50%（受講者数に応じて上限設定（最大150万円））

○中高年齢者実習型訓練の新設

・45歳以上を対象とした、OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練が対象

経費助成率　→　60（45）%
賃金助成　→　800（400）円/時・人
OJT 実施助成　→　10（９）万円/人

○教育訓練休暇等付与コース等の見直し

・制度導入・適用計画期間（３年間）を緩和し、休暇取得後速やかに申請可【教育訓練休暇等付与コース】
・休暇取得者に代わって業務を行った職員に支払った職務代行手当等を助成対象に追加（中小企業のみ対象）【人への投資促進コース（長期教育訓練休暇制度）】

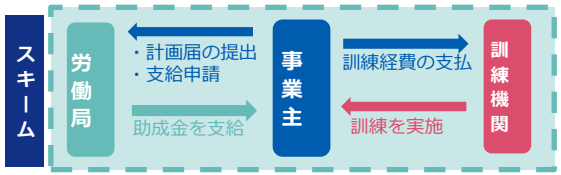

コース名	対象訓練・助成内容		助成率・助成額　注（ ）内は中小企業事業主以外				
			OFF-JT			OJT	設備投資助成（※1、2）
			経費助成	賃金助成	手当支給助成(※2)	実施助成	
人材育成支援コース	OFF-JT訓練（人材育成訓練）		正規:45(30)% 非正規：70%	800(400)円/時・人	－	－	－
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練（認定実習併用職業訓練）	45(30)%			最低６か月 20(11)万円/人	－
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練（有期実習型訓練）	75%			最低２か月 10(9)万円/人	－
		中高年齢者が実践的かつ体系的なスキルを習得のするための訓練（中高年齢者実習型訓練）	60(45)%			最低２か月 10(9)万円/人	－
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度（３年間で５日以上）を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合		30万円 ※制度導入助成	－	－	－	－
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	1,000(500)円/時・人	－	－	－
		成長分野	75%	1,000円/時・人 ※国内大学院	－	－	－
	情報技術分野認定実習併用職業訓練（OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練）		60(45)%	800(400)円/時・人	－	最低６か月 20(11)万円/人	－
	定額制訓練		60(45)%	－	－	－	－
	自発的職業能力開発訓練		45%	－	－	－	－
	長期教育訓練休暇制度／教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	1,000(800)円/時・人 ※有給時	手当支給：75% 新規雇用(※3)： 27、45、67.5万円	－	－
		短時間勤務等	20万円 ※制度導入助成	－	－	－	－
事業展開等リスキリング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練		75(60)%	1,000(500)円/時・人	－	－	50%

※１　訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して５%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して３%以上上昇している場合に助成
※２　手当支給助成及び設備投資助成の対象は中小企業のみ　　※３　休暇取得期間に応じて助成額が異なる

拡充 求職者支援制度

職業安定局総務課訓練受講支援室（内線5336、5273）
人材開発統括官付訓練企画室（内線5600）

令和８年度当初予算案　213億円（261億円）　※（）内は前年度当初予算額。

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	3/4			1/4

1　事業の目的

○　雇用保険被保険者以外の者を対象に
・雇用保険と生活保護の間をつなぐ第２のセーフティネットとして、無料の職業訓練に加え、月10万円の生活支援の給付金の支給を通じて、早期の再就職等を支援する。
・教育訓練費用や生活費を対象とする融資制度により、職業訓練に専念できるよう支援する。

2　事業の概要・スキーム

求職者

ハローワーク
- 職業相談
- 受講あっせん
- 就職支援計画書の作成

訓練実施機関
- 求職者支援訓練 等

ハローワーク
- 訓練受講中からの就職支援
- 職業紹介

就職

対求職者

- **職業訓練受講給付金**
  - 職業訓練受講手当（月10万円）
  - 通所手当
  - 寄宿手当
- **求職者支援資金融資**
- **リ・スキリング等教育訓練支援融資**

対訓練実施機関

- **認定職業訓練実施奨励金**
  - 基礎コース：**6.3万円　→　6.6万円※**
  - 実践コース：**5.3～7.3万円　→　5.6～7.6万円※**

  ※令和８年10月開講コースより（＋0.3万円引き上げ）
  注）受講生1人1月あたり。デジタル分野のコースは、一定の要件を満たす場合に増額

＊実績（令和６年度）

求職者支援訓練受講者数	38,945人
職業訓練受講給付金初回受給者数	7,673人

3　実施主体等

◆実施主体　：　都道府県労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
◆負担割合　：　原則、雇用勘定、国庫負担1/2ずつ。ただし、当面の間は国庫負担27.5%（原則の55／100を負担）。

中高年世代活躍応援プロジェクト

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（内線5695）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

令和８年度当初予算案　5.6億円（ 5.6億円）※() 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○　就職氷河期世代を含む中高年世代の中には、非正規雇用の期間が長く能力開発の機会に恵まれなかった等の理由により、処遇面でも厳しい状況に置かれている方々や、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせず諦めている方々が一定数存在する。
○　このため、本プロジェクトにより、地方自治体・国と民間団体が一体となり、中高年世代の方々の安定就労の実現を支援する。
○　具体的には、
・　労働局、地方自治体、労働・経済の地元団体、訓練機関等支援機関をメンバーとする協議会が、人手不足分野や地元企業への就職の推進等、地域の実情・課題も踏まえた支援施策の方向性を取りまとめ、その具体化と事業の実施を民間企業に委託する。
・　委託を受けた民間企業は、民間企業ならではのノウハウを活かして、支援事業のメニューを作成し展開する。
・　また、この取組みの成果を高めるため、社会参加から就職後の職場定着までの多岐にわたる支援施策を、ワンストップで本人や家族に届けるための広報事業を国が実施する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

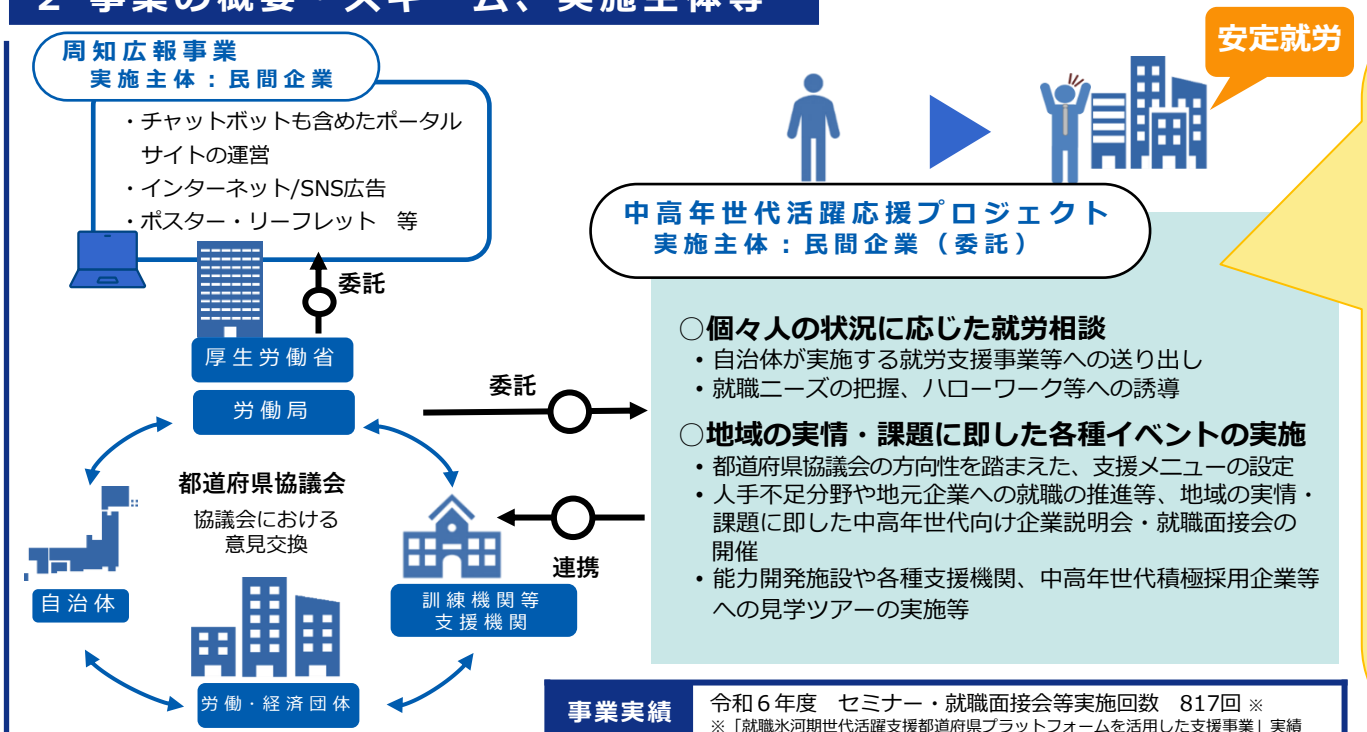

事業実績　令和６年度　セミナー・就職面接会等実施回数　817回 ※
※「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援事業」実績

（調査研究の結果※を踏まえたモデル的メニューの検討・実施）

- 当事者の状況やニーズを踏まえた企業説明会や就職面接会の開催等
- 夜間・土日などの柔軟な訓練期間を設定する等、在職中の非正規労働者でも受講しやすい訓練メニューの紹介、見学会の開催
- 転職・再就職・復職に際して切れ間なく働き続けるための学び直しの機会と方法に関するワークショップの開催
- オンラインサロン等の仕組みを活用した、当事者同士の交流のための場の提供
- 同世代の成功体験を共有できるような機会の提供
- グループカウンセリングやグループでの共同作業を通じた基礎的能力等の向上支援　等

※令和７年10月にJILPTが公表した「就職氷河期世代（ミドル世代）の働き方と支援ニーズ―ハローワーク・サポステ利用者に対するインタビュー調査の知見から―」では、積極的活動者に対しては、当事者の状況やニーズを踏まえた就労支援機関のサポート等によりうまく面接の機会を得られるような「小さな労働市場」の創出や職業訓練による支援も有効であり、また、非積極的活動者や非活動者に対しては、社会とのつながりを感じさせる支援が中心となるため、ハローワーク・サポステのみならず、多様な支援の場が必要であるとの知見が得られている。

地域若者サポートステーション事業

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5937）

令和８年度当初予算案　47億円（47億円）　※（）内は前年度当初予算額
※令和７年度補正予算額　3.6億円

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	8/10			2/10

1　事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

2　事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。（全都道府県179か所に設置）

支援内容

- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画**を作成。
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談**等も可能。
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施（学校と連携した支援）。
- OJTとOFF-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- **地域の関係機関（福祉機関等）とネットワークを形成し、連携（必要に応じて相互にリファー）**。

就職等者数
12,282人
（令和６年度）

就職等率
（=就職等者数/新規登録者数）
73.7%
（令和６年度）

総利用件数
494,669件
（令和６年度）

新規登録者数
16,670人
（令和６年度）

サポステ
地域若者サポートステーション

拡充

外国人技能実習機構交付金

人材開発統括官付
海外人材育成担当参事官室
（内線5603）

令和８年度当初予算案　88億円（76億円）※（）内は前年度当初予算額

一般会計	17億円	（17億円）
労災勘定	14億円	（14億円）
雇用勘定	57億円	（46億円）

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
3/20	13/20			4/20

1　事業の目的

外国人の技能等の修得等に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。なお、育成就労制度の施行に伴い、外国人育成就労機構に改組される予定。

2　事業の概要・スキーム

<主な事務>

1．　技能実習計画の認定
2．　実習実施者や監理団体への実地検査
3．　実習実施者の届出の受理
4．　監理団体の許可に関する調査
5．　技能実習生に対する相談・援助　等

令和9年度予定の育成就労制度の施行に向けて、各種業務に必要な機構のシステム改修や事前申請受付に必要な体制等を整備する。

【現行制度】

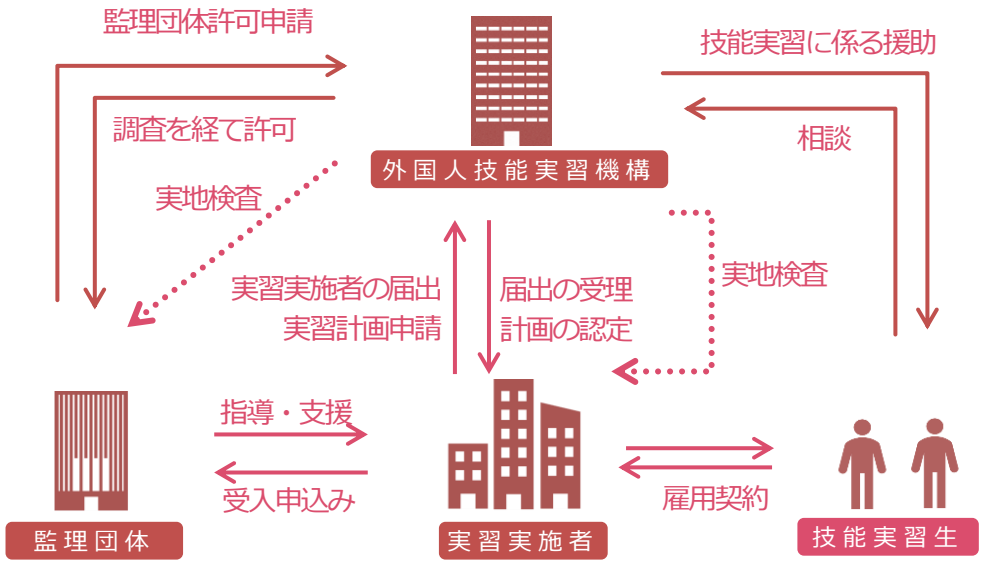

3　実施主体等

○実施主体　：外国人技能実習機構（認可法人）
　　※法務大臣及び厚生労働大臣が設立を認可
○設置根拠　：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律
○交付金　　：法第96条に基づき、国が交付
○設立年月日：平成29年１月25日（設立登記日）
○資本金　　：１億9,304万円（国からの出資額）
○本部　〒108-0075　東京都港区海岸３-９-15 LOOP X ３階
　　電話番号：03－6712－1523（代表）
　　ホームページ：https://www.otit.go.jp/
○役員　理事長　大谷　晃大
　　理　事　藤枝　茂
　　根岸　功
　　髙澤　滝夫
　　監　事　松田　誠太
　　石田　恵美（非常勤）
※令和7年4月1日時点

4　事業実績

技能実習生数（令和７年６月）
：449,432
監理団体数（令和７年11月末）
：3,756
実習実施者数（令和５年度末）
：67,886

新規学卒者等への支援の充実

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5337）

令和８年度当初予算案　82億円（85億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	9/10			1/10

1 事業の目的

○　令和７年３月卒の新規学卒者等の就職率は大学生で98.0%と高い水準を記録したが、一方で、中小企業における若年者の人材確保難や早期離職問題も顕在化しているほか、家庭・経済環境の問題や心身の不調といった、深刻な課題を抱えた学生等も一定数存在している。

○　このような中で、就職に困難な課題を抱える新規学卒者等の状況に即した的確な対策を重点的に講じることにより、新規学卒者等の安定就職と企業の人材確保を強力に推進する。

2 事業の概要・スキーム

新卒応援ハローワーク（55箇所）

就職支援ナビゲーター（1,140人）

一般支援（1,085人）
- 就職活動に不安を抱える学生等への支援
- 早期離職のリスクを抱えた学生等への支援
- 企業に対するマッチング支援

連携支援（55人）
- コミュニケーションに課題を抱える等、就職活動に特に支援を要する学生等への支援

- 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施等
- 学校担当者制による出張相談・セミナーなど大学等と連携した支援
- 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- 事業者及び労働者に対する就職後の定着支援　等

令和６年度実績：就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職者数　15.0万人

3 実施主体等

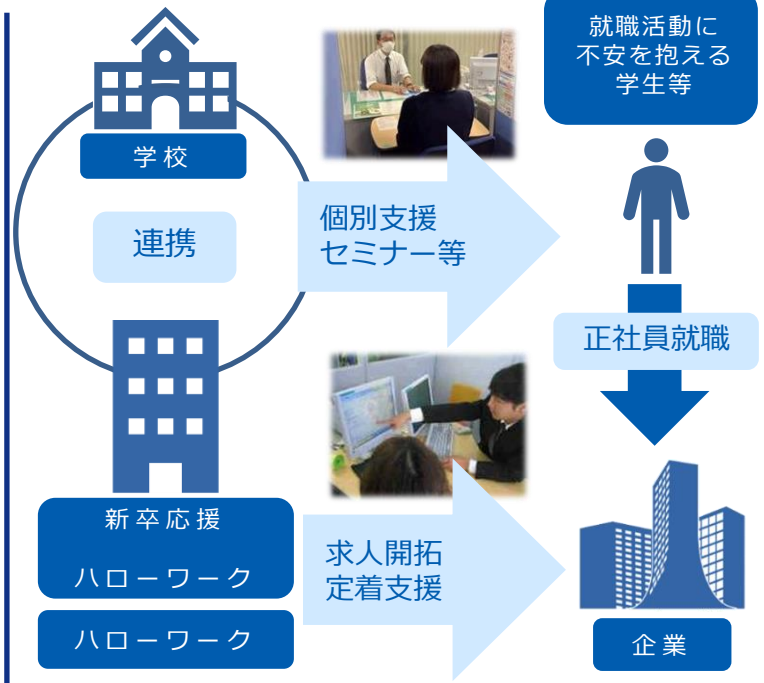

フリーター等に対する就職支援

人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室
（内線5337）

令和８年度当初予算案　25億円（24億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

○　フリーターは長期的には減少傾向にあるものの、令和６年には全国で約136万人と２万人増加した。フリーターは収入やキャリア形成、社会保障など様々の面で課題があり、フリーターとしての期間が長期化することは経済社会全体にも影響を及ぼしかねない。

○　また、正社員として就職したが早期に離職する等、不本意な非正規雇用を続ける若年者も一定程度存在している。

○　そのため、正社員就職を希望するおおむね35歳未満の求職者であって、フリーターを始めとした臨時的・短期的な就業や失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い方や、非正規雇用の就業経験が多い方、正社員就職後短期間で離職した方などについて、「わかものハローワーク」等を拠点とした計画的で一貫した就職支援を実施する。

2　事業の概要・スキーム・実施主体等

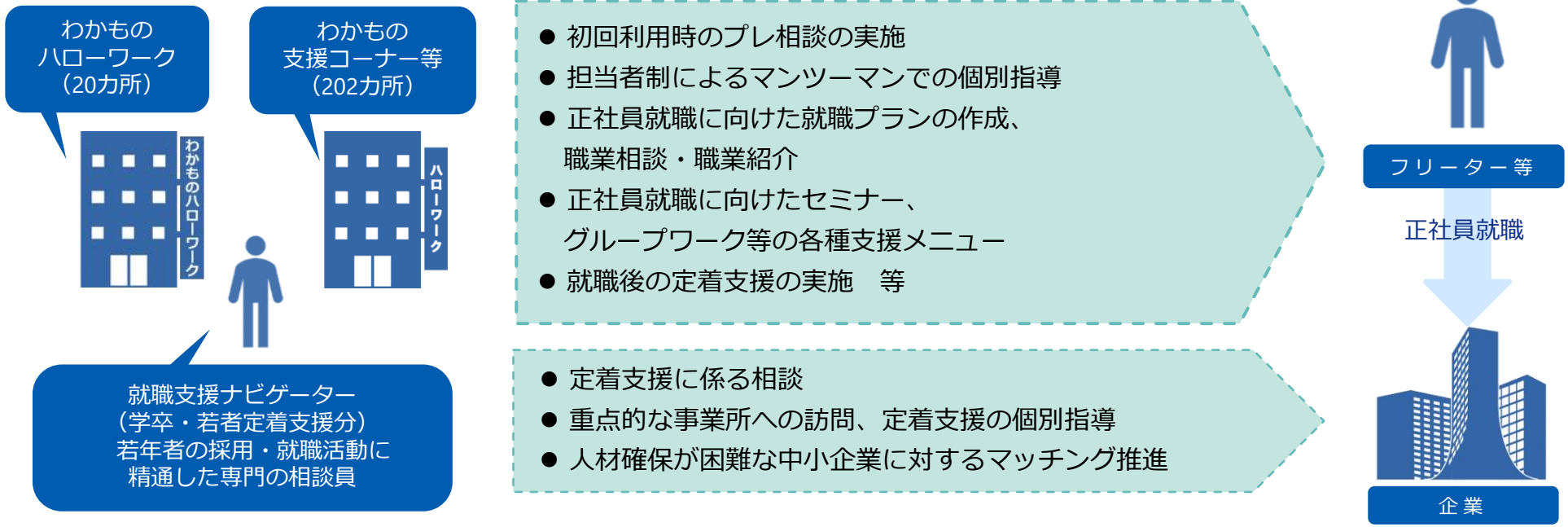

令和６年度実績：ハローワークにおけるフリーター等の正社員化数　８.４万人

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練

人材開発統括官人材開発政策担当参事官室付特別支援室
（内線5962）

令和８年度当初予算案　16.2億円（16.0億円）　※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

1　事業の目的

求職障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。また、障害者職業能力開発校だけではなく、47都道府県にある一般の職業能力開発校においても、精神障害者等に対する職業訓練の実施が課題となっているため、当該訓練校における精神障害者等の受け入れ体制を強化する。

2 委託訓練事業の概要・スキーム

委託訓練実施機関（民間団体）

訓練受講④

<対象者> 障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第１号に規定する障害者
- ・障害者手帳を有する者
- ・医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

<訓練内容>
- ○　訓練期間：原則３月以内・月100時間が標準
- ○　委託費　：原則訓練受講生１人当たり月６.４万円又は９.６万円が上限

訓練実施月数に応じた就職支援経費の支給【拡充】

<訓練コース>
①　知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得）　※障害者向けデュアルシステムも実施可能
②　実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
③　e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてＩＴ技能等の習得）
④　特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
⑤　在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

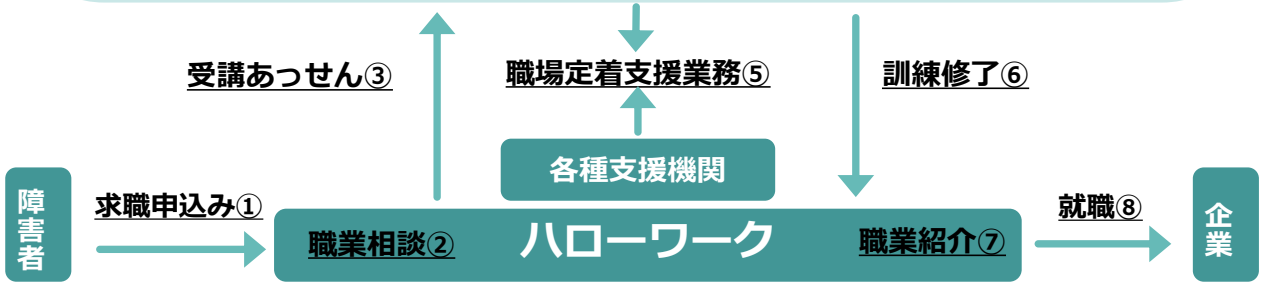

3　委託訓練事業の実施主体等

厚生労働省（職業能力開発促進法第15条の7第3項に基づき実施）
↓ 委託契約
都道府県
↓ 委託契約
委託訓練実施機関（民間団体）：NPO法人／社会福祉法人／企業／民間教育訓練機関

4　訓練以外の事業概要

1　障害者職業訓練コーディネーターの配置
2　障害者職業訓練コーチの配置
3　実践能力習得コース等開拓支援事業**【拡充】**
4　精神保健福祉士等外部専門家及び手話通訳の活用
5　職業能力開発校(一般校)における精神障害者等の受入れ体制等の強化**【拡充】**
精神保健福祉士の配置153人（131人）

拡充 各種技能競技大会等の推進

令和８年度当初予算案　30億円（24億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

若者のものづくり、技能離れが見られ、我が国の競争力の源泉である優れた技能の維持・継承が課題となっており、若者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに、技能労働者の地位の向上を図り、技能尊重の気風を国民とりわけ若者に広く浸透させていくことが必要であるから、各種技能競技大会等の実施を通じて、若者にものづくり分野の魅力をアピールし、ものづくり人材の育成・確保、職場定着を図ることとする。

2 事業の概要

（１）技能競技大会の実施

①若年者ものづくり競技大会の実施（富山県）
ものづくり産業に就職するために技能を習得中の原則20歳以下の者等を対象に、技能習得レベルを競う（15職種）。

②技能五輪全国大会の実施（愛知県）
技能検定２級相当以上の技能を有する原則23歳以下の青年技能者を対象に技能レベルの日本一を競う（42職種）。

③技能五輪国際大会への選手派遣（上海（中国））
原則22歳以下の青年技能者を対象に、技能競技を通じて技能水準の向上等を目的とする技能五輪国際大会(上海)に日本人選手を派遣する。

④各種技能競技大会等に係る周知・広報【拡充】
Web・SNSによる情報発信、併催イベントの開催等を行う。関係省庁と連携し、若年層に対し技能五輪を活用した技能の魅力を発信する取組を実施。

（２）国際大会に向けた選手等の競技力強化【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知）の開催を見据え、選手の強化訓練への支援、競技力向上のための海外派遣への支援等を重点的に行う。

（３）2028年技能五輪国際大会組織委員会の運営【拡充】

2028年技能五輪国際大会(愛知)の開催に向けて2028年技能五輪国際大会日本組織委員会において、競技運営等の準備を行うとともに、技能尊重の機運を醸成するための取組みを行う。[技能向上対策費補助金]

3 今後のスケジュール

年度	2024（６年度）	2025（７年度）	2026（８年度）	2027（９年度）	2028（10年度）
国際大会	第47回 フランス（リヨン）	第３回技能五輪アジア大会 中国（台湾）	第48回 中国（上海）	第4回技能五輪アジア大会 （場所未定）	**第49回 日本（愛知）**
イベント	**９月　開催地決定**	**８月　組織委員会設立**	・開催にむけた準備／技能尊重機運醸成に向けた取組み ・日本選手団の競技力強化に向けた取組み		**11月　開　催**

技能検定等推進費（都道府県、中央職業能力開発協会、指定試験機関）

人材開発統括官
能力評価担当参事官室
（内線5946）

令和８年度当初予算案　25億円（26億円）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1 事業の目的

○ 技能検定制度については、個人の能力開発の目標設定・動機付けとして機能することにより、計画的なキャリア形成、人材の確保・育成を図る上で重要な役割を果たしてきている。技能検定の実施主体である、都道府県職業能力開発協会、中央職業能力開発協会、指定試験機関に対して、技能検定の運営に要する経費等を補助する必要があることから、それぞれに対して補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

（１）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費）

・都道府県職業能力開発協会における技能検定、職業振興訓練の各事業費及び管理費（人件費を含む。）並びに都道府県の技能検定実施事務費に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して、国負担1/4（最大で県と同額）、県負担1/4、県協会負担2/4】

（２）技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

・中央職業能力開発協会の運営に要する経費等の一部に対する補助

【補助率：補助対象経費に対して1/2（一部10/10）】

（３）技能向上対策費補助金（都道府県職業能力開発協会費・指定試験機関費）

・**若年者を対象とした入職促進関係経費**

（４）本省経費・技能向上対策費補助金（中央職業能力開発協会費）

・育成就労制度において外国人労働者向けに実施される技能検定について、

①作業内容等に適合した新たな試験基準・試験問題の在り方の検討

②実態を踏まえた検定職種・分野の在り方の検討

※ 試験基準、検定職種・分野の在り方については厚生労働省が、試験問題の在り方については中央職業能力開発協会が、それぞれ検討

若年者入職促進措置

○ 若年者の入職促進の観点から、エントリー級である技能検定３級の若年受検者を対象に、実技試験の受検手数料の一部を支援

＜対象＞

・「ものづくり分野」技能検定の３級の実技試験

・ 23歳未満の受検者

＜支援額の上限＞

・ 実技試験の標準手数料の1/2（在校生は1/4）

拡充

若年技能者人材育成支援等事業・各種表彰

令和８年度当初予算案　26億円（24億円）　※（ ）内は前年度当初予算額

労働特会			子子特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
	○			

1　事業の目的

熟練技能者の引退に伴い、我が国競争力の源泉である優れた技能の継承・発展が大きな課題となっている。また、若年者のものづくり離れが見られる等の課題に対応するため、技能者の地位の向上を図るとともに、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備し、優れた技能を習得した人材の確保・育成につなげていくためには、優れた技能の魅力を広く発信することが必要である。

2　事業の概要

（１）若年技能者に対するものづくりマイスターの実技指導・魅力発信の実施

① 中小企業・工業高校等に派遣し、若年技能者の技能向上を図る

② 将来の技能者となり得る小中学生等にその魅力を伝える

③ 技能士の技能職種・レベルに応じた体系的支援

・経験を積んだ高度な熟練技能者による技能継承の支援

④ 労働局・ハローワークとの連携による中小企業・教育機関等へのものづくりマイスター派遣の充実【拡充】

・これまでアプローチが十分にできていなかった中小企業・大学・専門学校等への派遣の強化

・技能五輪大会金メダリストによる講演・実演等

（２）地域における技能振興事業の実施

① 技能五輪全国大会予選会の開催・支援【拡充】

・技能五輪への参加機会を増やすための予選会開催の増

② 各種競技大会の参加支援（中小企業・学校対象）

③ 各種競技大会に併せた技能振興企画の実施

（３）各種表彰の実施

① 卓越した技能者の表彰

・「現代の名工」60周年記念式典の開催【新規】

② 職業能力開発関係大臣表彰
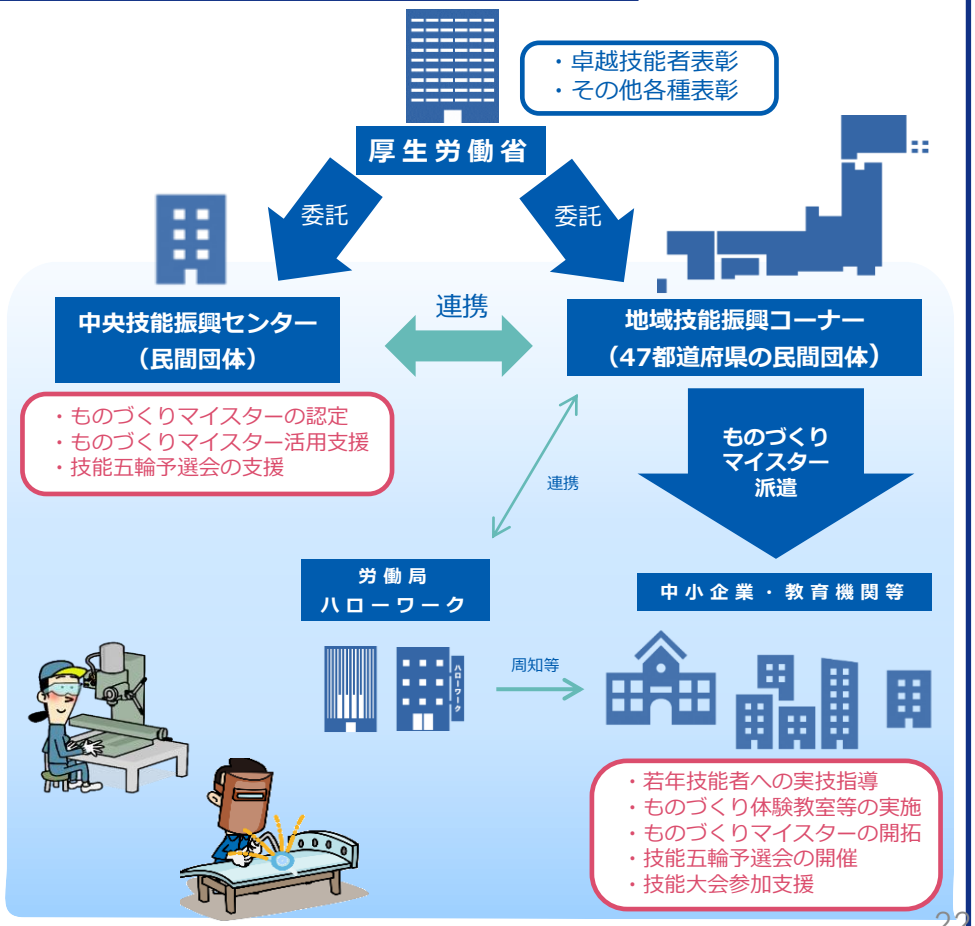
3　事業スキーム・実施主体等